

令和8年度

商店主・事業者のみなさまへ

市貝町制度融資

最高1,000万円までお借り入れできます

	運 転 資 金	設 備 資 金
金 額	1,000万円以内	1,000万円以内
使 い み ち	商品仕入、 既往借入運転資金の借換え等 (1000万を超える借換も可能) ※詳細は裏面参照	設備購入費等
期 間	5年以内	7年以内 (うち6か月以内据置)
利率(固定利率)	3年以内 1.60% 5年以内 1.70% ※保証協会付	年1.70% ※保証協会付
保 証 料	保証料の全額を町が保証協会へ直接交付 ※平成30年4月より補助方法が変わりました。詳細は裏面参照	
保 証 人	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる	
担 保	申し込み金融機関と相談の上	
返 済 方 法	毎月分割返済・一括返済	

お申し込み・ご相談は

足利銀行芳賀支店 TEL 028-677-0311

栃木銀行茂木支店 TEL 0285-63-1211

真岡信用組合芳賀支店 TEL 028-677-0138

烏山信用金庫茂木支店 TEL 0285-63-1241

または、市貝町商工会 TEL 68-0071

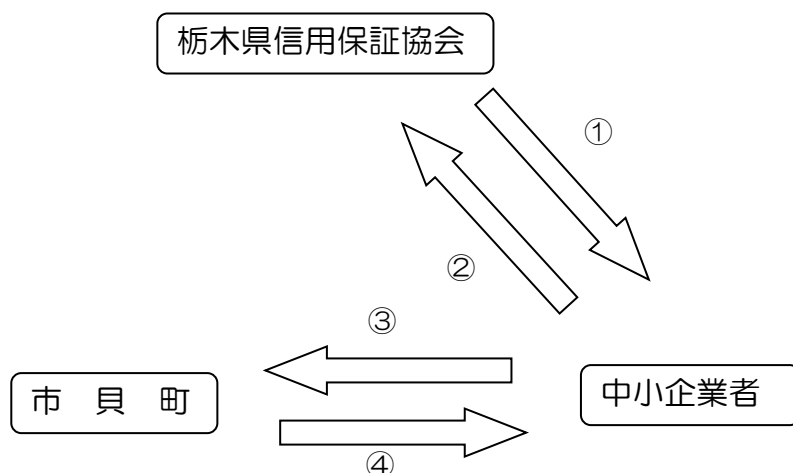
事務局：市貝町役場産業振興課 TEL 68-1118

【借入限度額を超える借換について】

運転資金の借入限度額は残高と新規借入額を合算して 1000 万であるが、借換の場合においては、一時的に 1000 万を超えることを可とする。例えば、残高 300 万の状態で 1000 万を借りて残高を返済とする場合、一時的に 1300 万となる（限度額を超える）が、すぐに既往運転資金は返済となるため、融資可とする。但し、借換後の残高は 1000 万円以内とする。

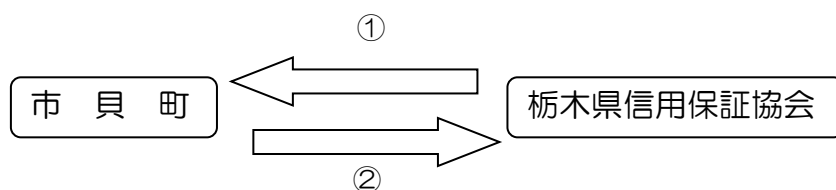
【信用保証料の取扱の変更について】

変更前（平成30年3月31日までの融資実行分）



- ①栃木県信用保証協会から中小企業者に信用保証料の請求を行う。
- ②中小企業者が信用保証料を支払う。
- ③中小企業者が市貝町に信用保証料補助金の申請を行う。
- ④市貝町から中小企業者へ信用保証料の全額を補助金として交付する。

変更後（平成30年4月1日からの融資実行分）



- ①栃木県信用保証協会から市貝町に信用保証料（補助金）の申請を行う。
- ②市貝町から栃木県信用保証協会に信用保証料の全額を補助金として交付する。

平成30年3月までは、中小企業者が保証料の全額を保証協会に支払い、その後の申請により、町から中小企業者へ補助を行う制度でした。

これを平成30年4月より、中小企業者は保証協会に保証料の支払いをせず、信用保証料は、町が保証協会からの請求に基づき信用保証料補助金として支払いを行う方式に変更しました。

これにより、中小企業の金銭的負担、事務的負担を軽減します。（中小企業者には、信用保証料の一時負担や諸手続き等の一切の負担がなくなります。）